

アメリカの「自由」「平等」「差別」

『区画された社会アメリカ』⁽¹⁾ 読書ノート

山川 欣也

「アメリカでは自由というのはセグメントの自治とほぼ同意義であった」 [p.47]

I

2000年12月、一人の研究者が逝去した。彼は歴史家で、シカゴ郊外にあるノースウェスタン大学歴史学教授として長年にわたりアメリカ史を教えていた。ローバート・H・ウィービー (Robert H. Wiebe) である。彼は19世紀末から20世紀初頭のいわゆる世紀転換期・革新主義期の研究から出発し、その対象の範囲を歴史の一時期から徐々に全体へと拡大させ、そして遺稿である著書でいわゆる国民国家論が展開されることになるのはほとんど必然的であったのかもしれない。

まず、以下に彼の著作をあげてみると、

[1] *Businessmen and Reform: A Study of the Progressive Movement* (1962)

[2] *The Search for Order 1877-1920* (1967)

[3] *The Segmented Society: An Introduction to the Meaning of America* (1975)

[4] *The Opening of American Society: From the Adoption of the Constitution to the Eve of Disunion* (1984)

[5] *Self-Rule: A Cultural History of American Democracy* (1995)

[6] *Who We Are: A History of Popular Nationalism* (2002)

さらに、大学学部生のアメリカ史の教科書用として現代史のパートを執筆した以下を加えれば、彼のアメリカ史像の全体を網羅することができるはずである。

[7] “Modernizing the Republic, 1920 to the Present”, Bernard Bailyn, et. al.,

The Great Republic: A History of the American People (1977, 1981)

ちなみに、一般的に歴史の教科書は現代史の部分が付け加えられて版を重ねることが多いが、彼が参加していた初版と第二版は全体的に構成と記述がかなり改訂されていて興味深い。初版

本は学部生にはやや内容的に難しかったことによるものようである。

正統派ともいえる実証的な歴史研究書[1]は措くとして、19世紀末から20世紀初頭の新たなアメリカ社会像を提出し現在でも評価を受けている[2]以降の著作は、志邨晃佑が指摘したように、社会プロセスよりも社会パターンの視角によるアメリカ社会の全体像を把握することを探求しこれに心血を注いだといえる。「強烈な現代関心」を持つ彼は「過去の所説との連続性を保ちつつも」、「自らの歴史構想を発展・変化させ」ながら執拗に社会の行方に決して目を背けることのないポジティブな著作を世に問うた。⁽²⁾ S・B・ウォーナー (Sam Bass Warner, Jr.) は[6]の序文の中で、ウィービーがその著作を通じて提示し続けたアメリカ社会像は必ずしも多くの聴衆の耳を傾けさせることに成功したわけではないことに言及しつつも、その歴史家としての社会への向き合い方が否定されたものでないしむしろそれ自体は評価されるものだったとしている。その「変貌を恐れない姿勢」は感動的であり、独特のアメリカ社会像は難解で、彼の歴史叙述は「晦渋である」とさえ言われる。⁽³⁾ これが容易に近づけさせない一因なのかもしれない。そうであるにしても、そのアメリカ史像は簡単に退けられる論考ではもちろん全くなく、今日にあっても依然としてアメリカ史およびアメリカ社会を考える上で有益で魅力的であり続けていると思われる。蛇行する今日のアメリカを見聞するにつけ、であるからこそ今一度腰を据えて再考してみる意義はあるのではないかと思われた。特に[3]の『区画された社会アメリカ』は彼の総合的アメリカ史像を展開させた刮目に値する著作で(彼のアメリカ論の理解はここから出発しかつ常にこれに立ち戻らねばならないので、本書をまず押さえておく必要がある)、これを取り上げたい。

2・26とか3・15とか単なる数字にしか過ぎないと思われる日付が、実は重要な歴史上の出来事を象徴していたり物語っていたりすることがある。9・11という数字が、それを如何に我々が受け止めようとも、今日的に現在を生きる我々にとっては大いなる意味を持ち得ることは確かだろうと考えられるが、また、この日付について「以前・以後」とか、あるいは「文明の衝突」といった視点からの様々な論説が提出されているにしても、歴史的意味を持ち得るか否かに関して判断するにはいかにも拙速すぎよう。「人道的介入」による軍事行動では決してない「報復」戦争とも呼称される攻撃開始日が、歴史的な脈から言えばより象徴的たり得るかもしれないのである。

ジョージ・W・ブッシュ大統領はアメリカ議会演説の中で、テロを根絶する戦いへの国際社会の協調関係を訴え、「(正義であるアメリカの)我々の側に立つのか悪の側に味方するのか」を各国に迫った。また、2002年一月の一般教書演説で、周知のように、いわゆる「悪の枢軸」発言を行って物議を引き起こした。もちろん今回の善悪二元論といった世界を単純に二分化するこうした図式的な言説自体は歴代のアメリカ大統領にも聞かれ、アメリカ史家からすれば別段驚くべきことでもない。しかしながら、国際関係の観点からすれば、政権誕生以来、その足並みを乱していた当事者ともいえるブッシュ政権が180度転換したかのような路線変更を行い、国際協調の必要性を説き始める姿勢の方がむしろ驚きを禁じ得ないかもしれない。あまりにも

自由で独善的だとの異論が出るのも当然であろう。

「自由」・「民主主義」・「資本主義」などのキーワードで括られる社会の拡大を至上命題としてきたアメリカであるが、サイドやトムリンソンなどを持ち出すまでもなく、それはすべて「アメリカの」が接頭辞として隠されているとして批判の対象となり得ていることは周知の通りである。⁽⁴⁾「民主主義」・「資本主義」といった体制や制度をめぐる生起する諸問題については、国際関係の枠組みの範囲内で政治・外交的方策によって何らかの解決を見出すことが可能にはなってきたように少なくともみえる。しかし、例えば「自由」という正体が明確でない社会的・文化的思潮をめぐる価値観の相違を解消する手段の搜索は困難を極めてるように考えられる。

一般的に、外側（ここでは日本）の人間から見て、アメリカ社会に対して「自由の国」とか「民主主義社会」といったイメージがあると思われるが、そもそもアメリカ社会における「自由」とは一体何なのか。そのイメージと実体がほぼ同調するとすれば問題はないだろうが、甚だしく乖離しているとすれば到底理解には及ばず、齟齬はそのまま平行線を辿ったままになるだろう。19世紀半ば、サッデウス・スティーブンス (Thaddeus Stevens) なる人物は「奇妙に思われるかもしれないが、自由という理想をこの共和国で維持するのは難しいことなのである。人々はどうして自分たち以外の人々が自由でいられるのかわからないのだ」[p.49]と書いた。民間航空機を攻撃の道具として利用し多数の犠牲者を強いたテロリストたちは、結果的には自由に行動し9・11の「悲劇」を起こした。孤立主義への回帰を歩んでいたアメリカ社会は、外の世界には無関心だった。ブッシュ政権は関与したと断定されたテロ組織の自由を封じ込め、その組織を破滅させ根絶する目的でアフガニスタンへの軍事作戦を展開した。それは「不朽の自由」作戦と呼ばれた。もちろんそのテロ攻撃自体は許される行動であるはずは決してないにしても、以来、アメリカにおける「自由」なる用語の意味内容を今一度考えておく必要があるのではないかと思われた。アメリカではその「自由」への戦いのための「自由」の規制と制限は不可避であるとされた。自由とは何かといった哲学的で深遠な議論をここで展開するつもりはないしその能力もない。また、9・11以前以後のアメリカを文明論的に論じるわけでもない。ここでの主眼は、単純に、アメリカにおける「自由」は歴史的にいかなる特質をみせてきたのかである。

既述のように、ウィービーの全体的なアメリカ史像の基本的な視角を最初に我々に提示した著作が[3]の『区画された社会アメリカ』である。ここで彼は植民期から現在に至るまでのアメリカ史全体にわたって、アメリカ社会の構造と特質を析出してみせた。これ以降の著作で、例えば、アメリカ社会形成において重要な役割を担っていたとされたエリートから一般人民・大衆への関心のシフトがあるにしても、本書において彼のアメリカ社会像の構図というか下部構造が簡潔に措定されている。しかしながら、彼の著書の中では200ページ程度と一番短いのが、コンパクトであることが逆に彼の論考の意味把握を困難にさせている。その全体を機械的に要約して提示するよりも、まずは今日的な事例に即して彼の考察を整理して漸次理解する方が把

握しやすいであろう。従って、上記のアメリカ社会における「自由」という観点に絞って、これを『区画された社会アメリカ』に依って整理しながら考察したい。

最初に彼のアメリカ社会像を理解するに必要な基本的な考え方を把握した上で、本稿においては、今日の問題を考察する際に有用であろう視角を特に第三章（「自由」、「平等」と「差別」）を中心に整理し検討してみたい。

II

ウィービーは『区画された社会アメリカ』において、アメリカ史を大きく三つのシステムに分けて捉え、それぞれ「18世紀社会」（植民期から1790年代まで）、「19世紀社会」（1830年代から1890年代）、「20世紀社会」（1920年代以降）としている。三つのパターンの間は移行期とされ、最初は1800年代から1830年代、次は1890年代から1920年代がそれにあたる。それは時代的区分とも言えるのではあるが、既述のように、彼のアメリカ社会の視角はプロセスよりパターンによることから厳密にはそうではない。彼はかかる三つの社会いずれにも共通してみられるアメリカ社会の特質は「セグメンテーション（区画性）」(segmentation)と「セグメント（区画）」(segment)にあるとした。セグメントは「アイデンティティ、価値観、交際仲間や目標」が同等とされる社会の基本単位で、これが色々に結合して紡ぎあげられて構成されるのがセグメンテーションである。つまりセグメンテーションは三パターンあり、それぞれの社会には固有のセグメンテーションが見られるということになる。基本的には「18世紀社会」、「19世紀社会」におけるセグメントは、いわゆるコミュニティとおおよそ換言可能ではあるけれども、従前の「コミュニティ」という用語によるイメージあるいは固定観念を避けようとしたのではないかと考えられる。[pp.ix~xi]

「18世紀社会」においては、セグメントは閉ざされた(closed)地縁的で永続的であると想定されたコミュニティであった。「19世紀社会」においてセグメントは基本的には、流動的で同質的で平行的に拡大・成長する無数のコミュニティとなった。「20世紀社会」ではパターンは複雑化し、職業・専門技能を基準としたセグメントを中心に編成されたセグメンテーションを紡いだ。[pp.14-27]かかるセグメントは固定されて微動だにしないイメージとして捉えることはできない。彼の措定するセグメントは、小さな田舎町のいわゆる農村コミュニティや都会の近隣地区でもあり、最深南部と呼ばれる地域でもあり、政府官僚集団でもあり、明確に特定されない心的集合体でもあり、さらにアメリカ国家全体にも及ぶ伸び縮み自由な弾力性に富んだ一定のサークルとして提示されている。この妥当性の是非はおくとして、ここではとりあえず上記のように理解しておくこととする。さて、こうして歴史的に展開したとウィービーによって把握されるアメリカ社会において「自由」はいかなる性質をみせたのであろうか。本題へと入っていくことにしよう。

イギリス植民地としてのアメリカ植民地はそもそも歴史的にも地域的にも独自の発達と展開

を見せた。その植民地単位で言えば、例えば、17世紀初期に設立された北東沿岸部のマサチューセッツ湾植民地とおおよそ100年後に創設された南部沿岸のジョージア植民地とではその誕生の経緯も環境も住民構成もかなり異なっていた。結果的に存立した13植民地全部を、すべての植民地がイギリス帝国の構成要員である点で同等にしかすぎないことを除けば、全体的・統一的にカバーし統治する実体的機関を欠いていたと言える。実質的な植民地運営は個々の植民地がその植民地に適正であると判断されるままに行われていた。然るに、かかるアメリカ植民地に点在する多数のコミュニティもそれぞれに独立した存在であるが故に個々のコミュニティ独自の運営方法が発達し、またその権利は犯されざる自治権として神聖化されていたので、これがさらに個々のコミュニティを区分化し孤立させていった。

「18世紀アメリカ社会」において、多様なセグメントごとに「自由」は個別化し、それはひどく否定的な「干渉禁止」(Keep Out)の姿勢が貫かれ、それぞれのセグメントは「特有の信念、習慣、権利の保護に関与し」[p.49]て自己防衛的となっていた。つまり「自由」について共通する基盤と理解は存在しなかったのである。よって、「アメリカの自由といった一般的な言説は、極端に抽象性の高いレベル、多様で疑念に満ちたいろいろなグループによる特殊な要求のいずれをも危険に晒すことがないほど日常生活レベルからかけ離れた原則であることを必要とした」[p.47]。独立戦争の勝利は新たな国家建設を意味した。その過程での合衆国憲法制定論争で明らかになったことは、いわゆる連邦レベルでの「自由」はきわめて抽象的で曖昧さを残して定義される一方で、州・地方レベルにおける「自由」はひどく具体的で規定的な意味合いを持って語らねばならない日常性を必要としたことである。合衆国憲法および修正条項いわゆる「権利章典」(Bill of Rights)は、地方に権限領域を大幅に留保し、政府がこれに干渉することを否定した。「自由」はセグメントに否定とともに招来した。19世紀の黒人奴隷制にまつわる問題は周知として、例えば、政府介入権利の永久放棄を意味した憲法修正第10条は1920年代に進化論をめぐるいわゆる「モンキー裁判」を惹起し、「言論の自由」は1930年代にミシガン州デトロイトではチャールズ・コフリン神父(Father Charles Coughlin)をカリフォルニア州ロング・ビーチではフランシス・タウンゼント博士(Dr. Francis Townsend)をそれぞれ生みだし、1960年代アラバマ州ではロバート・ケネディ(Robert Kennedy)司法長官と対峙したジョージ・ウォレス(George Wallace)州知事の熱狂的な支持を引き出した。

中央政府は地理的にも心理的にも遠い存在であった。多種多様なセグメントにおいて人々は、合衆国憲法で規定される「自由」がどのようにまたどの程度保証されるのかあるいは保証されないのか懐疑的だったので、これを「確認し保持するために」現実的には身近な個々のセグメントの機転や才覚に頼らねばならなかった。かかる防御的な「自由」を侵害する脅威は排除されるか否定された。18世紀末、独立戦争から建国期にかけて、個々のセグメントの「自治を守り日常事への干渉を誠実に避けた政府のみが国家的忠誠を集める」ことができた。セグメントが外部勢力によって妨害されないことが大きな意味を持ったのである。[p.48]

ジェファーソン大統領からおおよそ半世紀の間にアメリカの領土は倍増した。19世紀における

平行な地理的・空間的拡大によって、「自由」の意味合いは少なくともある点において変化せざるを得なかった。「18世紀の間コミュニティに運ばれてくるだけであった諸権利は広がり的问题」となり、「自由はこうした外部への突進の防御を含む」[p.50]ようになった。つまり、自治権の他者からのそして他者への侵害の防御という、各セグメントは二重の意味で「自由」の自己防衛機能を必要としたのである。しかしながら、これはセグメントの「日常の監督範囲を通常超えていたので」[p.51]、人々は個々のセグメントを損なうことなくこの問題を解決できる役割を担う存在としての政府に期待した。しかし、それは監督者ではなく調整者としてであった。こうした19世紀コミュニティは以前と違い、外の世界との繋がりを例えば政治家あるいは教会を通じて持つようになった。ただ、「自治はいかなる良政府にも優る」と考えられたので、遠方の政府や機関がその方策を「コミュニティに押しつけるとすれば、それは自由を侵害していた」[p.55]

19世紀において無数の多種多様なセグメントが無秩序に成長・発達していたけれども、あらゆるすべてのセグメントがそれに成功するわけではないので、個々のセグメントは成長・発達への危機感（例えば特にセグメント外にそれを脅かす強力な存在が潜むと考えられた時）を覚えた時には共通の利害関係を持った有効なセグメントと結びつくことでこれを回避しようとしたように思われる。これがセクショナリズムを生んだ。19世紀の「平行構造」の一つの成長・発達基調を据えた「ミズーリの妥協」であったが、1846年の「ウィルモット条項」や「1850年の妥協」は決定的対立には至らぬものの南部の人々を結束させるに十分であった。決定的対決の引き金に手をかけたのはスティーブン・A・ダグラス (Stephen A. Douglas) で、1854年の「カンザス＝ネブラスカ法」における彼の人民主権なる規定は、それは曖昧ではあって（それ自体は自治権に関わる）も、南部と北部両方の人々にとっては西部にある自由な新たな土地へのそれぞれの成長・発達を妨害されたと感じた。セグメントの自治権を相互に侵害し合わないようかつその成長通路の順調な確保の役割が期待された政府は調整者としての機能不全に陥った。かかる調整の失敗が南北戦争であった。南部と北部両方にとってこの戦争は「自由」と「民主主義」の中でセグメントの防衛戦争として戦われたといえる。ここに、一つには自治と分離というアメリカ社会の特質が顕示されていると見ることができる。今一つ考えさせられるのは、D・B・デイヴィス (David Brion Davis) が記したように、「一般的に自由なアメリカにおいて、一方による他方の全面的な支配権は容認され得るのか、多数者の権利は少数者の権利を支配的に圧倒するのか」であった。⁽⁵⁾

また、19世紀において、「アメリカ人たちが場所から場所へと移動するにつれ、このことが18世紀コミュニティを下支えしたメンバーシップ、信念、行動における永続性という前提を浸食し、そして19世紀コミュニティを動かすための公共の慣行や外観における新たな基準の創設を強要した」、とウィービーは記している。それはルールの変更であった。居住空間の拡大によってきわめて流動的な社会状況が現出したことにより、各セグメントは「たまたま寄り集まった人々の協調能力、つまりたまたま近隣同士になった人々が流動的な社会状況に反応してル

ールを取り決めて実行する能力に、新たな重大な強調点を置くようになった」[p.51]

ここから「平等主義」が出現することになる。セグメントはそもそも同質性を求めるが、そのメンバーが流動化すると、これを損なわない限りにおいて流動的なメンバーは「平等」と見なされるようになった。というより、見なさざるを得なくなった。「平等」は同質性のあるセグメントのみで成立し、故に他者にはきわめて敏感であった。この見せかけの「平等主義」が、外国からの訪問者、例えばトクヴィルを驚かせたことは周知の通りである。我々もこうしたアメリカン・スタイルの一端に触れているであろう。

「19世紀初期に容易く観察し得る特徴が受け入れられる標準的尺度になった時、すでに深い相違の端緒になっていた皮膚の色は、本来的に核心的なものとして、こうした相違の本質として、故に最も恐れられ避けられた純粋性への脅威としてあらわれた」[p.74]のではないかとウィービーは考える。表層的に同質性を維持するセグメントの展開はまた、異質な人々を排除し「分離」するという民族的・人種的差別を蔓延させた。多様な人々が流動的に漂っている19世紀社会で、同質性の検証を常に怠らないセグメントにおいて外観が重要な価値基準の一つであるとき、例えば民族衣装を着替えて少しずつでも同化することは選択可能であろうが皮膚の色は変えることが不可能な克服できない障害となった。結果、当然のようにかかるカラーラインによって、インディアンたちは居留地に押し込められ、黒人たちは「黒人用」という名の枠の中に押し留められ、日系人たちは強制的に収容されることになる。

20世紀社会においても基本的に自治の保護という「自由」の意味合いは変化しなかったが、セグメントは多様に入り組みはるかに複雑化して「ジグソーパズル」[p.23]化した。産業化・工業化が急速に進展する中で、「都市＝産業システム」における様々な専門職分野で経済的機能に基づく集団が組織され、それぞれの組織は全体的な経済成長のために相互に結びつき一つの全国システム (national system) を構成した。このシステムを全国政府 (national government) が支え、新しいエリートたちがこれを担った。そして、彼らはそのシステムの中で果たす機能と役割によって定義されたのである。

セグメントは企業、職業によって形成される、ひどく機能的な価値基準のみを包含し、「今や自分たちの自尊心、名声、成功の尺度を仕事に頼るようになっていた。故に、彼らの自由の中心は職業のセグメントにあって」[p.55]、かつてそうだったように、依然として守るべきはそのセグメントの自治であった。従来 of 文化的・道徳的価値基準は相対的に低下し、私生活の領域は実際私的な領域であり、セグメント境界外であると見なされ、「仕事から離れれば職業上の有効性を妨げないどんな行動をもすることができた」。例えば、1968年にエドワード・ケネディ (Edward Kennedy) は、人間としてでなく事件の際の「彼のまずい処理能力によって」非難され、冷戦期に同性愛者たちは道徳的ではなく脅迫の対象になるという職務上の理由で「国家機密に関わる仕事から締め出された」[p.62] 1967年の映画『招かれざる客』(Guess Who's Coming to Dinner) における黒人の若者は有能な外科医であり、婚約相手の白人の父親はリベラルな新聞社の編集長であった。エリート集団の職業セグメントでは機能は形式に優越す

ることが確認され、またヒゲを生やしているとかブラジャーを着けていないとかは全国セグメントの自治を脅かすものではなくなっていた。

一方で、エリートの職業機能による全国システムの外に取り残された人々、またそうした機能的な価値基準に抵抗した多数の人々、一般大衆がいた。彼らにとって、それは「相容れないシステム」であり「墮落させる強力な外からの要因であった」から、「旧来の価値観のまわりに生活を組み立て」、「自由の意味を作り直した」。彼らは「自分たちの仕事よりむしろ住む場所によって、技術のカテゴリーよりは家族や友人や民族関係のネットワークによって、多種多様な役割よりは唯一の人格によって、職業運用規則よりは宗教的信条によって」、すなわち文化的な価値基準によるセグメントの自治に「自由」の意味を見つけた。[p.59] 例えば、本来の子供の養育と躰をスポック博士の育児書は処理能力の問題にしたと見なされ、セックスの多様性を広めたアルフレッド・キンゼイ (Alfred Kinsey) は「不道德の御用商人」[p.63]でしかなかった。彼らはこうした諸問題を利用しつつ、合理性や効率性に支配された全国システムに対抗的な防衛集団を編成した。

「20世紀アメリカ社会」は、このような相反する価値基準を抱く人々によってセグメントは複雑に分裂し、19世紀の調整者とはまた違った意味で、全国システムのエリートたちはその社会運営に難儀した。20世紀前半において彼らは、全国統合の可能性を託した公共政策が近代的な合理性と伝統的な道徳とを統合するのではないかと期待した。例えば、全国禁酒法の成立はこれを祝するものであるはずだった。しかし、労働性の向上も見られず、ピューリタンの美德も回復されたようには思われなかった。全国システムに拠って立つエリートたちは優先順位、つまり「伝統的道徳が近代的合理性を干渉するところでは合理性が勝る」[p.64]こと、相異なる価値観の共存・統合は有り得ないことを学び、ますます道徳的・文化的・民族的諸問題に無関心となり、これを地方の多様なセグメントに具体的な扱いを一任した。そして地方はこれを自分たちの基本的な権利だと了解した。20世紀後半に新たな危機がやって来るまで決定的な対立は猶予され、その際に漸く彼らは互いに自分たちのセグメントを相手から防衛することに激しく集中した。

III

アメリカ社会における「自由」は果たしてセグメントの自治を意味し、これを崇高な防御システムによって保護した。このために「平等主義」が発見され、「分離」(「隔離」)という方策が生み出された。当然のように、「分離」は「差別」とリンクしていた。これまで見てきたように、人々の関心は自己の在するセグメントのみに集中し、その中でのいかなる合意、同情、相互扶助、協調的能力、良識もセグメントの境界を越えては存せず、またセグメントに致命的な関わり合いを及ぼさない限り、境界線外の何事もきわめて明らかにそれは他人の問題とされた。従って、セグメント外の世界に関しては無感覚で無責任となり、あらゆる事がセグメント内の論理で処理された。

「アメリカの人たちは平和を価値の最高位に据えた」。その「平和」の定義は「特異な」もので、すなわち、「争いの不在が平和を意味する」というものであった。[p.80]アメリカ社会が万全に機能するか否かは「平和」であるかどうかにかかっていると考えたからであった。どんな対立や衝突もそれが懸念される場合には、既述のように、セグメントはその「分離」に解決策を見出すことができた。最低限の接触が最小限の争い、つまり対立の不在を導き、これによって「平和」を維持してきた。よって、基本的には対立の存在は認められないものになった。

「平和は全面的な平穏を要求した」[p.81]ので、些細な衝突や曖昧な対立は容認されがたく、むしろそれは争い事の数だけを単に増加させるだけだったのである。逆に、全面的対決、全面的解決、全面的平穏が求められ、不確定で漠然とした「平和」は隔靴搔痒で不可解なグレイゾーンでしかなかった。また、セグメントの同化と排斥という二者択一の価値観はその中間にいかなる許容範囲も認めなかった。このセグメント論理は伝統的なもので、セグメントの内と外、社会の二元的解釈と結節した。[pp.193-198]

米ソによる第二次大戦後の全面対決でありながらも不確定なその状況は、故に冷たい戦争と呼ばれた。この冷戦体制は容易に勝ちか負けかという全面解決に到らず、よって全面的平穏でもなかった。しかし、少なくとも理解可能な全面的対決となったので、これはまたアメリカの人々に少なくとも国家単位にまでセグメントを拡大させた。当然のようにセグメント内は同質性が要求されるので、冷戦構造の文脈において、アメリカ的価値観すなわち「自由主義」や「民主主義」と相容れない「共産主義」や「専制主義」への防御的な危機感や警戒感が増強し、これはセグメント内での「非アメリカ」なるものの激しい排除つまり排外主義、アメリカでの伝統的価値観とも言えるネイティヴィズム (nativism) を引き起こした。またアメリカから世界大へとこの論理は拡大し、単純な図式的にはアメリカ側と他者という必然的な二分法で解釈された。アメリカ側の国家や社会はまた同質性が求められ、故にこちら側にいる限り例えば独裁国家であろうとイデオロギー上は「平等」であると見なされた。

アメリカにおいては、「平和に暴力はごく自然に伴っていた」[p.82]。セグメントはそのメンバーに暴力を振るうことは稀であり、慣習あるいは法によってセグメントは常に秩序が保たれ安寧であると想定されていたので、問題が生じた際の解決策としての暴力の使用は、法も秩序も欠いた脆弱で不安定なセグメントだと暴露されることを意味した。ただ、当然のことながら、セグメントの「平和」が危機に晒されている場合、特にメンバーと部外者とが明確に区別できる時にはこの限りでなかった。「コミュニティを守ることは侵すことのできない責務であり、侵入者が正当な忠告を無視しまた特別な危険を持ち込んだ時にはいかなる効果的抑止力をも正当化」[p.84]された。法と秩序の外観を装った「コミュニティ防衛」という名目の下では暴力は正当化され、これによって「平和」は回復された。アメリカにおいては、ヨーロッパ社会のような「幅の広い公共のあるいは政治的運動との関係」[p.85]が見られる暴力行動はなく、暴力はセグメントの論理によってのみ使用され正当化されるという性質を示したのである。

しかしながら、「コミュニティが非人間的経済ネットワークへの依存度を高めるにつれ、法

の形式的構造は公共秩序と結びつくようになった」。個々のセグメントにおける個々の暴力による対処方法は、セグメントが漸次複雑化するにつれ変化し、「合法性を装った暴力」（例えば警察とか民兵あるいは騎兵隊）が「注目され認知されていった」。と同時にこのコミュニティ防衛の範囲は広がっていった。[p.86]

20世紀の職業セグメントにおけるエリートたちは、少なくとも彼らの内部では暴力による問題解決を適正な防衛手段とは見なさなくなっていた。だが、このことがアメリカにおける暴力行動が消滅したことを意味してはいなかった。彼らの外にある暴力には直接関わらなかっただけのように思われ、依然として一般的には、「排除や規律といった諸問題に固執する」人々は暴力の価値基準によって暴力を否定しつつ、その実践においては時には容赦なく暴力は使用された。特に、セグメントの外側にいる、自分たちと遠い人々には無感覚に振るわれた。「インディアンの虐殺、東アジア人への残酷な行為、ヨーロッパ移民への虐待」を生起するのは、実は「圧倒的な無関心」によるものであった。19世紀、20世紀の無数の孤立したセグメントには、「残虐な行いのニュースは地理的というよりはるかに社会的な障害によって緊急性を失って届いた」のである。人間的な感情移入はセグメント内部でしか働かなかったけれども、例えば1898年の米西戦争の際のキューバ娘や、人種隔離下の南部におけるいわゆる「奇妙な果実」に示したような強力な反応をしばしば見せることもあった。しかしながら、ウィービーは問う、それは「無名のインディアンたちを殺戮しあるいは都市爆撃」を行って、「多くの映画のヒーローたちがたった一人の命を劇的に救うことによって」証明するそのヒューマニティとどれほど違ったのだろうか、と。[p.87]

「アメリカにおける自由の基盤は、人間の感情にではなく社会的境界」にあり、その境界線の「たった一つの破損もその(境界線)意義を消滅させ」る恐れがあった。[p.88] それ故に、必死にセグメントの境界を守ろうとしたのである。

IV

ひとまずのまとめを簡単にしておきたい。

既述のように見てくると、今日のアメリカの状況が見えてくるのではないか。アメリカの社会において「自由」は自治を意味し、このため「平等」が案出され、セグメントの「自由」を侵害する何者も「分離」（あるいは「差別」）によって除外された。一般的に言えば、いわゆるアメリカ的価値観が阻害される危うい状況が生じた場合、空間的にも社会的にも豊かであったが故に、相互理解や厳密な共存によってではなく、問題の部分を切り離すことが伝統的な原理となった。従って、この意味でアメリカ社会は「同質」であると認識されることになった。

こうした論理の対外的適用に繊細でないアメリカの、俗っぽく言えば、ごり押しが「独善的」であるとの批判を生むのであるが、国際社会における「主語」となったアメリカはこれに意識的ではなかったように思われる。古矢旬氏が述べたように、9・11事件は、12・7を除けば常に動作の「主体」であり続けてきたアメリカが「客体」にもなり得るのだと意識させた。⁽⁶⁾ あら

ゆる意味でグローバリゼーションの「主体」側であったアメリカも、ようやくその波の中に取り込まれ始めたといえることが出来るのかもしれない。

「自由」と「民主主義」を振りかざして、「テロを根絶する」正義の戦いを主導するアメリカは、見てきたように、実は暴力的とも言える歴史をたどってきた。「アメリカ暴力史」が歴史研究の系列として存立しているほどである。インディアンへの激しい虐殺の歴史は言うまでもなく、1760年代のボストン、1840年代のフィラデルフィア、もちろん大統領の暗殺もそうであるし、1880年代のヘイマーケット事件、記憶に新しいオクラホマ連邦ビル爆破テロなど枚挙にいとまがない。これらのテロ事件は、少なくともアメリカの外的勢力によって起こされたものではなかった。外に「テロの根絶」という名の「暴力的行動を容認しない」暴力行動をアメリカがとり得るのは、果たしてアメリカの「自由」がそれを容易に許容するからに他ならないと考えられる。ニューヨークの悲劇的な出来事に直面しその犠牲者たちに哀悼の意を表し続ける一方で、アフガニスタンにおける「報復戦争」のテロ組織以外の犠牲者の程度は明確になることはなかった。それはセグメント外の問題であった。

セグメントは自在に伸縮する。大統領が代表になればそれは国家と重なることを意味し、冷戦体制時にはそれはいわゆる西側にまで拡大可能になり、その崩壊後は世界大に一元的にアメリカの「自由」を広めることとなって、これの妨害は世界の何処で起ころうとも、やはりそれは権利の侵害と認識されたと考えられる。アメリカの「平和」すなわち世界の「平和」の論理は、極言すれば、アメリカ社会のセグメントの「自由」の論理へと収斂されうるのではないだろうか。

ウィービーはアメリカ社会における「自由」と「民主主義」の諸問題への鮮烈とも言える関心を持ち続けた。彼の著書に通底する主題はこれにつき、その行く末を常に案じ憂慮していたように思われる。21世紀を見ることなく逝った彼は、昨今のかかる状況をどのように看破したのだろうか。

注

(1) Robert H. Wiebe, *The Segmented Society: An Introduction to the Meaning of America*, (New York, 1975)。本書からの本文中の引用は[p.]で示す。

余談ではあるが、この「セグメント」の考え方は、昨今の日本社会を見るときにも有効性を持ちつつあるように思われる。

(2) 志邨晃佑、「ロバート・H・ウィービーのアメリカ史」、『アメリカ史評論』8(1989)、1—26頁。日本における最適な理解者による文献解題である。

(3) 今一人の理解者であろう横山良氏の「21世紀の西洋史学」フォーラムのコメント原稿。『西洋史学』200(2000)、59頁。ウィービーのアメリカを読み解く叙述文体は逆説的で、アメリカ社会への論考はひどく批判的である。

- (4) ノーム・チョムスキー (山崎淳訳)、『9. 11』、文藝春秋(2001)。中山元編訳、『発言』、朝日出版社(2002)。E・W・サイド (中野真紀子訳)、『戦争とプロパガンダ』、みすず書房(2002)。ジョン・トムリンソン (片岡信訳)、『グローバリゼーション』、青土社(2000)。ジョン・トムリンソン (片岡信訳)、『文化帝国主義』、青土社(1997)。アンソニー・ギデンズ (佐和隆光訳)、『暴走する世界』、ダイヤモンド社(2001)。違った観点から、アルフレード・ヴェアラダン (伊藤・村島・都留訳)、『自由の帝国』、N T T出版(2000)。とりあえず、上記の著作等を参照。また、松田武・秋田茂編、『ヘゲモニー国家と世界システム』、山川出版社(2002)。もちろん、S・ハンティントンの『文明の衝突』も。
- (5) Bernard Bailyn, et. al., *The Great Republic: A History of the American People* (Lexington, Ma., 1977, 1981), pp.426-427.
- (6) 古矢旬、「アメリカ・デモクラシーの特質とは何か」、『世界』698(2001)、59-69頁。この『世界』の2月号は、「以後のアメリカ」特集であった。また以下の4、5月号も参考になるだろう。西谷修、「恐怖との戦争」、『世界』701(2002)、57-70頁。藤原帰一、「デモクラシーの帝国」、『世界』701(2002)、46-56頁。スタンリー・ホフマン、「なぜアメリカは嫌われるのか」、『世界』700(2002)、144-161頁。

E-mail : yamakin@tc.nagasaki-gaigo.ac.jp